

令和6年度北谷町東アジア3ヶ国地域向け
観光物産コンテンツの造成及びプロモーション業務委託
仕様書

1 業務委託名称等

- (1) 業務委託名称 令和6年度北谷町東アジア3ヶ国地域向け
観光物産コンテンツの造成及びプロモーション業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日から令和7年2月28日まで

2 業務の目的

本業務は、本町への来訪者が多い、台湾、香港、韓国の東アジア3地域（コロナ影響前2019年の沖縄来訪の外国人の77%をこの3地域で占めていた）をターゲットとして、本町の特徴ある観光資源及び物産を活用した3地域でのプロモーションの実施に加え、那覇空港から本町への交通手段・本町域内の交通手段の情報整理及び発信を合わせて行うことで、北谷町が沖縄本島のGATE WAY（entrance city）化を目指していることを認識してもらい、更なる本町への誘客を図ることを目的とする。

（※本町の考える北谷町のGATE WAY（entrance city）化とは、観光目的地への移動円滑化の観点から、那覇空港到着後のレンタカー手配等の手間と時間の省力化等を図るため、2次交通利用により直接北谷町に訪れ、いち早くリゾートライフを開始してもらいながら、本町においてその後の旅の手配を行い他地域に周遊するシステムを構築することである。本年度実施される沖縄県の2次交通結節点実証実験の利用も一部視野に入れたものであり、那覇空港混雑により空港付近に長時間滞留となる現在のオーバーツーリズム問題の解決にも資するものである。）

3 業務内容

- (1) 北谷町に来訪した瞬間から、「リゾートライフをすぐに満喫できるゲートウェイ」としての3地域におけるプロモーションの実施
- ア 事業実施に必要なデータの取得
- ・ターゲット市場、ターゲット層などに関する必要なデータを取得し、分析を行い有効なターゲットを定め、たうえで実施すること。
- イ ターゲットに向けた本町が「リゾートライフをすぐに満喫できるゲートウェイ」として選ばれるために必要なプロモーション
- ・プロモーションの効果が示すことができる指標及び当該指標の目標値を設定することとし、事業実施後は設定した目標値の達成可否状況を報告すること。
- ウ 効果測定、町へのフィードバック

・本プロモーションを契機とした本町来訪者の町内滞在時における移動手段、目的地、購買飲食情報、ペルソナ情報その他提示可能な観光動向データを示すとともに、当該データをもとに、本事業の効果や課題等を検証すること。

(2) 3 地域現地旅行系メディアでの情報配信

ア 各地域において個人旅行に影響力があるメディア（WEB、SNS、雑誌）などに対して、最新の観光情報・物産情報・交通情報を提供し、配信すること。

イ 配信に当たっては、情報配信を行うメディアの一覧、記事発信回数、記事露出回数等の具体的目標値を設定することとし、事業実施後は、設定した目標値の達成可否状況を報告すること。

(3) 台湾市場をターゲットとした北谷町滞在モデルコースの企画実施

ア 北谷町に宿泊した上で、本町での滞在時間延伸に繋がるモデルコースを企画すること。企画に当たっては、定番となるサンセット、花火鑑賞のみならず、サイクリング、町内文化財、博物館（本年度10月オープン）、マリンアクティビティ、街並み散策などの北谷ならではの体験内容を組み入れること。

イ アで企画したモデルコースについて、消費者への本町訪問意欲を向上させる効果的なプロモーションを実施すること。

ウ アで企画したモデルコースを企画商品として旅行会社にて造成送客を実施すること。ただし、商品造成費用に本事業費の利用は認めないものとする。

- ・ 商品内容は、団体・FIT・OTAでの着地型旅行商品を問わない。
- ・ 本事業内の送客について目標値を設定すること。

(4) 3 地域におけるインフルエンサーによる情報発信

ア 本町の最新の観光情報、物産情報、交通情報などの魅力を広く訴求する有力なブロガー等のインフルエンサーを1名以上選定し、発信すること。

イ 発信に当たっては、露出数やPV数等目標値を設定することとし、事業実施後は、設定した目標値の達成可否状況を報告すること。

ウ 事業実施後においてインフルエンサーを対象に、当該配信を通じた取材先や本町の観光環境等についてのアンケートを行い報告すること。

(5) 関係機関への表敬訪問の実施

ア 関係機関（行政機関や経済団体、影響力のある人材等）へ訪問を実施するため、現地訪問先との日程調整、現地案内、通訳の手配を行うこと。なお、対象地域への訪問回数は1回とする。

4 留意点

本事業は内閣府「沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）」の採択を受けて実施するものである。そのため、別添の交付要綱を確認し補助額や補助対象経費に留意すること。申請済みの事業計画書については契約締結後に受託事業者に送付する。

5 打ち合わせ

本業務の実施に当たっては、業務実施工程表に従って行き、特に業務内容に変更、提案、疑義が生じた場合は、管理技術者は事前に十分に係員と打合せを行い、手戻りを生じないように努めなければならない。また、受託者において作業打合せ簿を作成し、担当職員へ提出確認を行った後、相互に保管するものとする。なお、業務の進捗状況及び業務内容の打合せについては、原則月1回実施するものとし、その他必要に応じて随時実施するものとする。

6 納品物

事業終了後の報告書には必ず次の内容を含むこと。

- (1) 取組事業、事業内容、事業成果
- (2) 3地域での北谷町をGATE WAY (entrance city) としたプロモーション実施分析レポート等
- (3) 3地域でのメディアに掲載した記事の内容、記事の閲覧数、PV数の実績等
- (4) 台湾における旅行商品の商品概要と送客数等
- (5) インフルエンサーの行程、招請者、実施状況、露出結果のとりまとめ等
- (6) 表敬訪問のスケジュール、訪問内容、相手方の反響等

7 納品方法

紙媒体（1部）及び電子データ（PDF）で納品すること。

8 その他

- (1) 計画・実施については、本町と受注者が十分協議して行うこと。
- (2) 業務の実施に必要な経費や著作権料・保険費（アーティストなどの著作権料費、消耗品費、管理費、イベント保険など含む。）は契約金額に含まれるものとし、本町は契約金額以外の費用は負担しない。
- (3) 受注者は、業務責任者報告書を本町に提出すること。異動のあるときも同様とする。
- (4) 従事者の交代時は業務連絡を綿密にし、業務に支障をきたさないこと。
- (5) 業務委託の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (6) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせるこ

とはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について本町と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

- (7) 受注者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、北谷町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第20号）、北谷町個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年規則第13号）に基づき、その取扱いには十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (8) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務委託終了後も同様とする。

9 「3業務内容」を実施する上で考慮すべき点

- (1) 北谷町に来訪した瞬間から、「リゾートライフをすぐに満喫できるゲートウェイ」としての3地域におけるプロモーション
- ・ 本項目については、「3業務内容（2）及び（4）」とは別の手法によるプロモーションを企画提案すること。
- (2) 3地域現地旅行系メディアでの情報配信
- ア 3地域における情報配信については、消費者への本町訪問意欲を向上させる効果的なプロモーション内容を提案すること。
- イ 情報配信の内容は、最低3媒体以上各地域での旅行トレンドを踏まえ提案すること。なお、当該内容は、委託契約締結前までに本町と協議の上決定するものとする。
- (3) 3地域におけるインフルエンサーによる情報発信
- ア インフルエンサー選定に際しては、候補者のデータ、情報発信回数、SNSの種類等含め、当該インフルエンサーを選定した理由をその効果とともに具体的に提案すること。
- イ インフルエンサーの本町への招請の必要性の有無等については、アで選定するインフルエンサーの特性に応じて、提案すること。
- ・ 招請を行う場合は、招請テーマ、ルート案、時期等招請の一切に係る実施体制についても提案すること。
 - ・ 招請に当たっては、旅行中の事故・治療・救援等の費用、第三者に対する損害が発生した場合の対策を講じること。
 - ・ 招請に当たっては、移動手段や宿泊等の手配、事前の撮影許可申請等、取材に必要な手続きを行うこと。

(4) 関係機関への表敬訪問

ア 訪問地選定にあたっては、選定した理由を明示すること。なお、現地訪問先の選定については、本町と協議の上決定するものとする。

イ 対象地域への訪問に際し、必要となる町職員の旅費（往復航空券代・宿泊費、交通費、食事代）は別途本町で用意する。